

著者紹介

高橋和之(たかはし・かずゆき)

東京大学名誉教授

専攻 憲法学

主な著書として

現代憲法理論の源流(有斐閣, 1986年)

国民内閣制の理念と運用(有斐閣, 1994年)

憲法判断の方法(有斐閣, 1995年)

現代立憲主義の制度構想(有斐閣, 2006年)

憲法I II(第5版)(共著, 有斐閣, 2012年)

体系 憲法訴訟(岩波書店, 2017年)



立憲主義と日本国憲法 第5版

Constitutionalism and the Constitution of Japan, 5th ed.

2005年10月20日 初版第1刷発行
2010年5月20日 第2版第1刷発行
2013年9月20日 第3版第1刷発行
2017年3月30日 第4版第1刷発行
2020年4月15日 第5版第1刷発行

著者 高橋和之

発行者 江草貞治

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町2-17

発行所 株式会社 有斐閣

電話 (03) 3264-1314 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社/製本・大口製本印刷株式会社

© 2020, TAKAHASHI Kazuyuki. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22784-2

コピー 本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

時 2234 号 29 頁は、「一律に制限していることについてやむを得ない事由があるという
ことはできず」違憲であるとしながら、国賠法上の違法とはいえないとして控訴を棄却
し、判決は確定している。

普通選挙の原則は、すべての成人に等しい選挙権を与えることまで要求する
ものではなく、複数選挙（特定の選挙人には複数の投票権を与える制度）や等級選
挙（選挙人をいくつかの等級に分け、等級ごとに代表者を選ぶ制度で、等級ごとの選挙
人あるいは代表者の数の違いから実質的な不平等が生じる）は許されるとされた。これ
を否定したのが平等選挙の原則であり、これにより選挙人は平等な選挙権を
もつことになった。なお、「成人」（「成年者」）は、選挙権に関しては、2015 年
の公選法改正により「満 20 年以上」から「満 18 年以上」に改められ（9 条）、
2016 年 7 月の参議院通常選挙で初の適用をみた。

戦後、日本の選挙制度もこの平等選挙の原則の下につくられた。
平等選挙 ところが、その後地域間の人口変動により、選挙区間の選挙人数
あるいは定数の違いから、定数 1 あたりの選挙人数（または人口）に不均衡が
生ずるという問題が生じた。これは、結果的には複数選挙や等級選挙を認める
のと同じであり、憲法上許されないことである。そこで最高裁も、定数不均衡
には一定の許容限度があると判決した。その際、最高裁は、不均衡を憲法 14
条の平等権の侵害の問題であると捉えた（最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 巻 3
号 223 頁）。しかし、選挙権は、日本国憲法においては概念上当然に、相互に平
等な内容を有するという意味を内包しているのではなかろうか。そうだとすれ
ば、定数不均衡は選挙権（憲 15 条）そのものの侵害だということになる。つま
り、選挙権は、その価値が相互に等しいものと最初から想定されており、選挙
制度が価値の不平等を生み出せば、その制度は選挙権を制約するものであり、
その制約が必要不可欠として正当化されない限り違憲となると考えるべきなの
である。

論者の中には、選挙権の価値の平等は、代表者をもつことの平等まで保障す
るものだと主張する者もいる。この考えからすると、選挙制度としては比例代
表制でなければならず、たとえば小選挙区制は違憲だという主張となろう。し
かし、比較法的に見ても、小選挙区制をとる民主政国家は少なくなく（イギリ
ス、アメリカ等）、日本国憲法がそれを否定していると解すべき根拠はない。選

挙権の価値の平等は、代表者の選出にあたり、自己の投票が平等にカウントさ
れることまでを要求するのみで、自己の票が現実に代表されることまで要求す
るものではないと解すべきである。

秘密選挙 秘密投票とは、誰に投票したかが秘密にされる投票方法をいう。
19 世紀の中頃までは、有権者は自己の投票に責任をもつべきだ
という考えの下に公開投票や記名投票が広く行われていたが、公正な選挙を確
保しがたいことに気づき、秘密投票が一般化した。判例は、当選や選挙の効力
を争う訴訟においても、不正投票者や無権利投票者が誰に投票したかを証言さ
せたり調査したりすることは許されないとする（最一判昭和 25 年 11 月 9 日民集 4
巻 11 号 523 頁）が、詐偽投票などの選挙犯罪の刑事手続においては許されると
述べている（最三判昭和 23 年 6 月 1 日民集 2 巻 7 号 125 頁）。しかし、学説は、選
挙の公正を理由に安易に投票の秘密を制約すべきでないとする見解の方が強い。

自由選挙 自由選挙とは、投票しない自由を認め、棄権に対し罰金等の制裁
を科さない制度をいう。憲法に明文の規定はないが、現行選挙法
はこれを採用しており、憲法上の要請とするのが通説である。しかし、強制投
票制度が憲法上まったく許されないかどうかは議論のありうるところである。

直接選挙 直接選挙とは、投票人が直接代表者を選ぶ制度をいい、投票人が
まず選挙人を選び、選挙人が代表者を選ぶ間接選挙と区別される。
アメリカ大統領の選挙が間接選挙の例とされ、今日でも国民（投票人）が直接
選ぶのは大統領選挙人にすぎないという制度は維持されているが、民主主義の
進展とともに選挙人は投票人の多数意思に拘束される（命令的委任）という事
実上の慣行が成立し、投票人が直接大統領を選ぶのとはほぼ同じに機能している。
日本国憲法には国会議員の直接選挙を定めた明文はないが、43 条の「選挙さ
れた議員」とは、今日の国民主権の下では、当然「直接選挙された議員」と解
される。もっとも、すべての議員が直接選挙でなければならないわけではなく、
その中心が直接選挙であれば、周辺的な部分に間接選挙が取り入れられても必
ずしも違憲とはいえないであろう。なお、たとえば地方議会の議員が国会議員
を選出するような制度は、間接選挙とは区別して「複選制」と呼ぶが、この場
合の地方議員は国会議員の選挙のために選ばれているわけではないから、これ
により選ばれた国会議員を「選挙された議員」ということはできないであろう。